

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会再雇用規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員就業規則第38条に基づき定年退職後、嘱託として再雇用される者の身分について定めるものである。

(定 義)

第2条 再雇用者とは、定年退職後本会と再雇用契約を締結して別表1まで嘱託として勤務する者をいう。

(職 種)

第3条 再雇用する者の職種は、本人の希望、技能、経歴、健康状態並びに雇用状況を総合的に勘案し、決定する。

(期 間)

第4条 再雇用の契約期間は1か年間の契約とし、1年ごとに更新し、65歳に達するまで雇用する。

(給 与)

第5条 再雇用後の給与については、定年退職時の賃金を考慮し、個別の雇用契約で定めるものとする。

(年 休)

第6条 定年時に保有する年次有給休暇は、再雇用後に持ち越し、付与日数も通算する。

(福利厚生)

第7条 再雇用者の福利厚生は、原則として正職員と同一の取扱いとする。

(社会保険等)

第8条 社会保険・労働保険は継続して加入するものとする。但し、1週の労働時間が30時間未満の者はその限りではない。

(規定等の準用)

第9条 この規程に定めのない事項については労働基準法又は社会福祉法人志布志市社会福祉協議会職員就業規則による。

(退 職)

第10条 再雇用者が次の各号に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 雇用期間が満了し、更新しないとき

- (3) 別表1の満年齢に達したとき
- (4) 自己の都合により退職を希望するとき
- (5) 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会職員就業規則第45条に該当し、懲戒解雇となったとき

2 退職金は支給しない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より適用する。

この規程は、平成25年4月1日より適用する。